

就学时健康診断に関するQ&A

Q1. 就学时健康診断通知書に記載の指定校ではない学校に行きたい。

A1. 富士市は指定校制のため、住民登録されている住所地と加入されている町内会により学校（学区）が決まります。このため、学校を選択することはできません。通知書は、8月末～9月初旬の住所地の指定校でお送りしています。

※指定校変更に関することは「Q6」をご覧ください。

Q2. 富士市内で引越し（転居）の予定がある。

A2. ①転居先や転居時期がはっきりしていない場合

通知書に記載の指定校で受診してください。その際に、転居の予定があることを伝えてください。

※健康診断を受診した後に別の学区へ転居した場合、健康診断結果は転居先の学校へ送られます。

②転居が健康診断前の場合や、転居先・転居時期がはっきりしている場合

指定校と転居先の学校の両方へ連絡をして、転居先の学校で受診ができるか相談してください。

※市役所2階の市民課で住所変更の手続きをするときに、5階の学校教育課に寄っていただくと、新しい住所・指定校の通知書をお渡しすることができます。

Q3. 富士市外に引越し（転出）の予定がある。

A3. ①転出先や転出時期がはっきりしていない場合

通知書に記載の指定校で受診してください。その際、市外へ転出の予定があることを伝えてください。

※富士市で健康診断を受診した後に転出した場合、健康診断結果は転出先の学校へ送られます。

②転出先が決まっていて、転出が9月～11月頃の場合

転出先の市町の教育委員会に連絡をして、引越し後の受診が可能かどうか確認してください。転出先での健康診断に間に合わない場合は、富士市の指定校で受診してください。転出先で受診できる場合は、富士市の指定校に、健康診断を受けないことを伝えてください。

※富士市は9月下旬～10月下旬にかけて各学校で健康診断を実施しますが、他の市町では、10月中旬～11月下旬にかけて実施するところもあります。必ず確認をお願いします。

Q4. 海外の学校に通う予定だが、健診は受けなければならないのか。

A4. 海外転出の場合は、受診の必要はありません。ただし、海外への転居が確実でなければ受診し、指定校に海外転居の予定があることを伝えてください。また、海外転出の場合は、学務課窓口での申請が必要になりますので、学校教育課学事保健担当に連絡をしてください。必要な手続きについてご説明します。（電話 0545-55-2868）

Q5. 私立小学校に入学する予定だが、健康診断はどこで受ければよいか。

A5. 通知書に記載の指定校で受診してください。その際に、私立小学校に入学の予定があることを伝えてください。

Q6. 指定校変更申請をする予定だが、健康診断はどこで受ければよいか。

A6. 通知書に記載の指定校で受診してください。その際、指定校変更の申請をする予定であることを伝えてください。

※留守家庭要件等で、兄・姉が既に指定校変更をしている場合は、変更先の学校でも受診できる場合があります。指定校変更先の学校、または学校教育課学事保健担当（電話 0545-55-2868）にお問い合わせください。

※指定校変更申請の受付開始は、1月以降になります。詳しくは、学校教育課学事保健担当（電話 0545-55-2868）にお問い合わせください。

Q7. 健診日に都合がつかないが、指定校以外で健康診断を受けてもよいか。

A7. 指定校の受診日で都合が悪い場合は、別の学校で受診することができます。指定校と受診を希望する学校の両方に連絡をして調整してください。

※指定校以外で受診の場合、面接は別日に指定校で受けることになります。また、健康診断当日に学用品の見本展示や注文受付もありますので、できる限り都合をつけていただき、指定校で受診していただくことをおすすめします。

その他問い合わせ

○健康診断に関すること／学区・指定校変更に関すること

学校教育課学事保健担当 0545-55-2868

○特別支援学校等への就学に関すること 特別支援教育センター 0545-55-0565